

# 国立大学法人山形大学 学長選考基準

令和元年5月20日  
学長選考会議決定

国立大学法人山形大学学長選考等規程（以下「選考等規程」という。）第3条の規定に基づき、以下のとおり学長選考基準を定める。

## 1 求められる学長像

大学を取り巻く環境が急速に変化する中であって、山形大学には、社会の様々な状況に柔軟に対応しつつ、大学構成員の英知を結集し、その総合力を最大限に発揮することを通じ、今後とも、教育・研究・社会貢献活動の充実・強化を図り、知識基盤社会における「知」の創造を担い、学術的見地から社会・経済・文化等の発展・振興を支えるという大学の社会的使命を積極的に果たすことが期待される。

このため、山形大学の次期学長には、大学の経営及び教学の最高責任者として、以下に掲げる者であることが求められる。

- (1) 学内外からの幅広い信頼を得るに足る高潔な人格と優れた学識を有し、かつ国際的視野とともに、大学の最高責任者として、構成員を指揮監督する自覚と強いリーダーシップを有する者
- (2) 社会的な期待・要請を的確に把握し、大学の機能を最大限に発揮していくための明確な将来ビジョンを示し、それを達成するための実行力を有する者
- (3) 社会や時代の変化及び地域ニーズ等を的確に捉え、大学の個性の伸長と競争力の強化を図るために必要な大学改革に積極的に取り組むことができる者
- (4) 大学の資源を最大限に活かし、戦略的なマネジメントとともに、社会からの理解と支持を得るための積極的な情報発信を行うことができる者

## 2 学長選考の方法・手続き

国立大学法人山形大学学長選考会議は、選考等規程等の関係規則に基づき、学長候補者を選考するものとする。